

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|------|---------------|-----------|----------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 下田市 | 箕作地区(箕作) | 令和4年3月25日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 地区内の耕地面積 | 6.1ha |
| アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 5.8ha |
| 地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 1.9ha |
| うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 1.6ha |
| うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.0ha |
| 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 0.0ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

中心経営体が不在の中で、主として自家消費を中心とした、小規模な農業が行われている。耕作者の平均年齢が65歳を上回っており、高齢化が顕著である。また、高齢の農業者の耕作地の大半が後継者が決まっていない状況である。

また、当該地域は鹿、猪等による農作物への被害が甚大であり、就農意欲の減退につながっているため、効果的な獣害対策が喫緊の課題である。また、用水路の管理について、管理者の減少や高齢化に伴い大きな負担となっていることも就農意欲の減退につながっていると考えられる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用については、中山間地域等直接支払制度の集落協定を基盤とした、集落ぐるみで耕作・保全管理することで農地維持に努め、入作を希望する認定農業者や、将来的に中心経営体となり得る新規就農者(企業参入を含む)の受入れを促進する。

なお、当該地区は水田としては場整備された一団の農用地であるが、年間を通じて利用できる用水等を活用した、畑作への転換や農業用ハウス等の施設の設置(注)についても、担い手の希望に柔軟に対応することにより農地の集約化を実現する。

(注)中山間地域等直接支払制度の対象農地から除外されることに留意する。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|----------------|------|------|--------------|------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| | | | ha | | ha | |
| | | | ha | | ha | |
| 計 | 0人 | | 0 ha | | 0 ha | |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地の維持管理方針)

貸付け等の意向が確認された農地10筆、8,560 m²については、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落ぐるみで維持管理をするとともに、市県、農業委員会・農地利用最適化推進委員会と連携し、借手へ周知・斡旋を行う。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が確保できた場合には、将来的な補助制度等の活用を見越し、機構を通じた中心経営体への貸付けを進めていく。

(獣害防止対策の取組方針)

効率的・経済的な獣害対策のため、一団の農地全体を防止柵等で囲うといった対策を実施する。